

決議案第1号

議案第15号、さぬき市行政組織条例の一部改正について及び、
議案第16号、さぬき市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正についてに対する附帯決議

議案第15号について、「プロジェクト推進室」は、市の重要な政策のうち、市長が特に指定するものを総合的かつ効果的に推進するため、関係部局間の調整等の事務を行うことに加えて、市長が必要と認める場合には、既存の部署の所管する事務を、それに代わって直接行う組織として設置されるものである。

よって、プロジェクト推進室設置にあたっては、

1. プロジェクト推進室が総合的かつ効果的に推進する、市の重要な政策のうち、市長が特に指定するとされる項目を明確にすること。
2. 指定事項推進にあたり成果達成までのスケジュールを明確にし、目標達成時期を定め業務にあたること。

議案第16号について、本議案は、本年4月から新たに「審議監」の職を設置しようとするものであり、市長の特命事項を総括監理する一般職として、部長の職の上位に位置付けるとともに、「プロジェクト推進室」の事務を統括す

る役割も担うものであります。更に、「審議監」の職については、等級別基準職務表において、行政職の職務8級の標準的な職務に位置付けるものである。

よって、審議監の設置にあたっては、

1. 審議監が総括監理する市長の特命事項を明確にすること。
2. 審議監の職責を明確にすること。
3. さぬき市財政健全化策、並びにさぬき市行政改革実施計画に照らし合わせ、人件費の削減方針に逆行しないよう処置すること。

以上、決議する。